

第三次身延町総合計画基本構想（案）に関する意見募集の結果について

- 本件に関する意見募集は終了しました。
- 令和8年1月23日（金）から同年2月20日（金）の期間、ご意見を募集しましたが、要件を満たす方からの提出はありませんでした。

実施したパブリックコメントの内容は下記のとおりです。

■ 目的

本町では、「身延町総合計画条例」に基づき、総合計画を町政運営の最上位計画として位置付け、長期的な展望に立ってまちづくりの基本方針を定めるとともに、本町が目指す将来像や進むべき方向性を明らかにし、あらゆる個別計画や施策の土台となるものとして策定しています。

■ 背景

本町では、これまでに第一次総合計画（平成19年度～平成28年度）、第二次総合計画（平成29年度～令和8年度）を策定し、町の目指す将来像「安らぎと活力あるひらかれたまち」の実現に向けて、まちづくりを進めてきました。この度、令和8年度に計画期間が終了することから、令和9年度から令和18年度までを計画期間とする第三次総合計画を策定いたします。

総合計画は「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造となっています。このうち、町の理念や目指すべき将来像およびまちづくりの方向性を定め、それらを実現するための基本的な施策の大綱を示す「基本構想」について、町民の皆様からのご意見を次のとおり募集いたします。

■ 対象となる計画

- ・第三次身延町総合計画基本構想（素案）

■ 閲覧場所

- ・身延町ホームページ
- ・身延町役場 本庁 企画政策課
- ・身延町役場 下部支所
- ・身延町役場 身延支所
- ・身延町役場 久那土出張所
- ・身延町役場 古関出張所

■ 閲覧時間

- 平日の午前9時から午後5時まで

■ 意見募集期間

- 令和8年1月23日（金）～同年2月20日（金）【必着】

■ 意見を提出できる方

- 町内に住所を有する方
- 町内に通勤し、又は通学する方
- 町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
- 町の行う施策等に利害関係を有するもの

※ ご意見提出の際、具体的に要件を満たす方である旨、詳細に必要事項を記載してください。

■ 意見提出方法

- 意見書用紙に必要事項をご記入のうえ、次の方法により提出してください。

①公表場所窓口へ直接提出

②郵送により提出

〔 郵送先：〒409-3392 山梨県南巨摩郡身延町切石 350 番地
身延町役場 企画政策課 企画政策担当 あて 〕

③FAXにより提出（送信先：0556-42-2127）

④Eメールにより提出（送信先：kikaku-t@town.minobu.lg.jp）

■ 提出用紙

- 「第三次身延町総合計画基本構想（素案）に対する意見書」（別紙）をダウンロードしてください。また、公表場所にも用意してあります。

■ 記載要領

- 「お名前（ふりがな）」「性別」「年齢」「ご住所」「連絡先」欄は必ずご記入ください（記入の無い場合は無効となります）。
- ご意見はできるだけ具体的にご記入ください。趣旨が不明なものについては、意見として取り扱うことが困難な場合があります。

■ 意見募集結果の公表

- 提出されたご意見は、内容ごとに整理・分類し、町の考え方とともに町ホームページで公表します（ご意見に対して個別に回答は行いません）。なお、類似するご意見はまとめて公表することがあります。

- 意見募集結果の公表の際は、ご意見以外の内容（住所・氏名等の個人情報）は公表いたしません。
- 次に該当するご意見については、町の考え方の公表は行いません。
 - 個人または法人の誹謗・中傷に関するもの
 - 本計画に関連のないもの
 - 公表することにより、他に重大な影響を与えると町が判断するもの